

虐待防止のための指針

1 基本的な考え方

患者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

(3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 放棄・放置

精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること

(5) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること

3 虐待防止委員会の設置

(1) 虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

(2) 虐待防止委員会は、月1回以上定期的に開催し、次のことを検討協議する。

①年間研修計画に沿って、研修及び必要な教育を実施する。

②日常的な支援で、患者の人権を尊重して適切な支援が行われているかを確認する。

③虐待の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

④虐待が発生した場合、その原因を分析し、再発防止策を検討して実施する。

- (3) 虐待防止委員会は、理事長、管理者、虐待防止責任者等で構成する。必要に応じて、職員、医師、専門家等や知見を有する第三者の助言を得る。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

年間研修計画に沿って、人権及び虐待防止研修を必ず実施する。

- (1) 職員には、年間研修計画に沿って、人権及び虐待防止研修を実施する。
- (2) 管理職が、人権及び虐待防止研修等が必要と認めた場合は、随時実施する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実関係の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 入院時の告知事項として、虐待に関する通報窓口について口頭及び文書で説明する。また病棟内にもポスターを掲示し周知するよう努める。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 患者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 患者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう務める。
- (4) 障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなくてはならない。
- (5) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（厚生労働省社会・援護局）」を参考に、対応することとする。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を理事長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益を生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

8 患者等に対する指針の閲覧

本指針は、法人内に配置するとともに、ホームページに掲載し、患者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧出来るようにする。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、患者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

2024年10月28日作成